

こどもの安心・安全対策支援事業について

目的・背景：令和4年9月に送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務づけを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられた。

障害児通所支援事業所で今後必要となる対応

- (1) 安全計画の策定
- (2) 事業所外での活動や送迎のために自動車を運行する際の児童の所在確認
- (3) 送迎を目的とした自動車へのブザーの設置

(1) 安全計画の策定

障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画の策定が必要になる。

※令和5年4月～令和6年3月末までは経過措置のため「努力義務」であり、令和6年4月から「義務化」となる

(2) 事業所外での活動や送迎のために自動車を運行する際の児童の所在確認

事業者は、障害児の事業所外での活動や取組等のための移動で自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。また、障害児の送迎を行う際、障害児の降車時に所在を確認しなければならない。

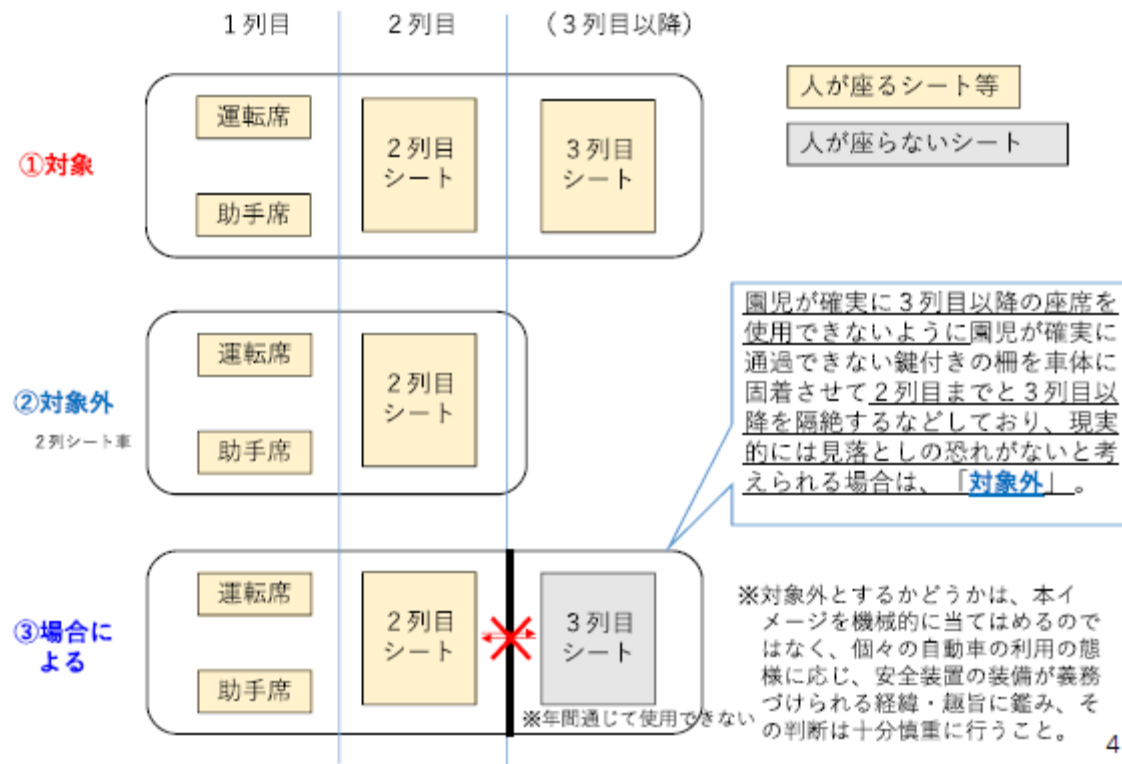
※令和5年4月1日から義務化

こどもの安心・安全対策支援事業について

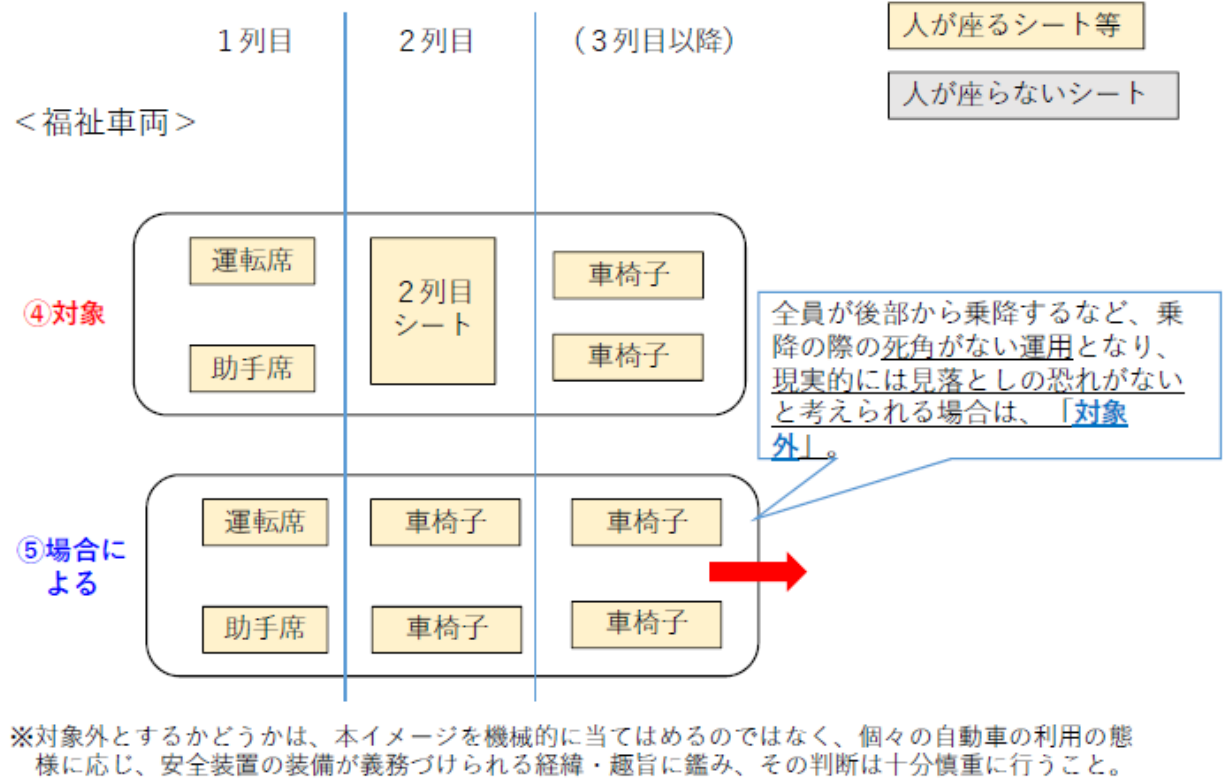
(3) 送迎を目的とした自動車へのブザーの設置

事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（3列以上のシートを有する車両に限る。下図参照。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等により車内の障害児の見落としを防止する装置を備える必要がある。
 ※令和5年4月～令和6年3月末までは経過措置のため「努力義務」であり、令和6年4月から「義務化」となる

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



こどもの安心・安全対策支援事業について

(3) 送迎を目的とした自動車へのブザーの設置

義務化されるブザーの設置に係る費用のほか、見守りタグのようなICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入費用及び適切な登降園管理を行うための登降園管理システムの導入費用に係る補助事業を今後行う予定。

①送迎用バスの改修支援事業

補助対象：指定児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所

補助率：定額（10/10）

基準額：1台あたり175千円以内（複数台対象車両を有する事業所はすべての車両について補助）

※補助対象となる安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省）」に適合する製品に限られるが、適合する製品を内閣府が随時リスト化しているため、導入に当たっては当該リストを御参考願います。

②ICTを活用した子どもの見守り支援事業

補助対象：指定児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所

補助率：4/5（1/5の事業者負担が発生）

基準額：200千円以内

③登降園管理システム支援事業

補助対象：指定児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所

補助率：4/5（1/5の事業者負担が発生）

基準額：端末購入を行わない場合、200千円以内／端末購入を行う場合、700千円以内

補助事業開始の際はHPやメール等で周知しますので、申請受付開始までしばらくお待ちください。